

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号：10 国名：アンゴラ 担当：農村開発部
案件名：稲作開発プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2018年7月下旬

2 参加要件

海外における農業開発に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：6月中旬
- (5) 契約交渉：6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

アンゴラ国(以下「ア」国)の農業セクターのGDP貢献率は石油部門に次ぐが、現在では約9.9%(2010年、世銀)に過ぎない。長期に亘り続いた内戦は、「ア」国に農業セクターの生産力低下及び停滞を招き、食料の輸入依存度を高め、食料安全保障上の問題を引き起こし、特に、国内で消費される穀物の自給率は低い。

他方、「ア」国の農業を取り巻く社会状況の変化として、主食の変化が挙げられる。これまで主食の中心はキャッサバ、メイズ、その他イモ類であったが、食生活の変化に伴い、近年は「ア」国全土でコメが主食の一つとして認知され、キャッサバ、メイズに次ぎ食されるようになった。キャッサバ及びメイズは、その消費のほとんどを国内生産で賄っている一方で、コメは国内生産量が0.9万トンであるのに対し、その輸入量が27.5万トン(2010年、USDA)とほぼ輸入に依存している。ポルトガルの植民地時代は当該本国の食文化に米食が含まれていることから、かつては輸出可能なほどに生産され、稲作研究拠点も国内に持っていた。しかしながら、内戦により、人材の喪失及び農地の荒廃によりコメ生産量の低下を招いた。生産強化の対象作物として、穀物、根菜類、マメ科作物があげられるなか、かかる状況から、近年、農業省は、農業研究院(以下、IIA)内での稲作ユニット形成や、農業開発院(以下、IDA)によるモザンビークや南アフリカなどからの稲種子輸入と農家への配布などコメ生産強化を図っている。コメの主食化は、都市部のみならず地方部においても進んでおり、「ア」国内の稲作振興が求められている。しかし、農業分野全般における知識・技術レベルが圧倒的に不足していることから、農業(稲作)振興を支える農業技術開発及び農業セクター人材育成が課題となっている。

かかる状況の中、本事業は、アンゴラ中央高地において、農業開発院(IDA)、農業研究院(IIA)、農業工学総局(DNER)をカウンターパート機関として、「プロジェクトサイトにおけるモデル農家の稲作技術が改善される」ことをプロジェクト目標とする技術協力プロジェクトとして実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域 ビエ州、ウアンボ州

(2) 業務内容

・第1フェーズ(2013年7月～2014年7月)

- 1) ワークプランの提出、協議
- 2) ベースライン調査の実施(稲作を中心とした農業全般)
- 3) 第2フェーズの計画策定(ベースライン調査の分析結果に基づき、第2フェーズの計画を策定)
- 4) 品種選定試験/基礎的栽培試験
- 5) 灌漑開発・運営方針策定支援
- 6) 小規模農家を対象とした稲作指導
- 7) 国家政策における稲作の位置づけの整理

・第2フェーズ(2014年10月～2018年7月)

- 1) 品種選定試験/基礎的栽培試験

- 2) 小規模農家対象の稲作指導の継続とモニタリング
- 3) 稲作技術パッケージの開発
- 4) 稲作技術パッケージの普及
- 5) 国家政策における稲作の位置づけの整理
- 6) プロジェクト業務完了報告書の提出

7 成果品等

- (1) ワークプラン (2013年7月中旬)
- (2) プロジェクト事業進捗報告書1 (2014年7月下旬)
- (3) プロジェクト事業進捗報告書2 (2015年7月下旬)
- (4) プロジェクト事業進捗報告書3 (2016年7月下旬)
- (5) プロジェクト事業進捗報告書4 (2017年7月下旬)
- (6) プロジェクト業務完了報告書 (2018年7月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) チーフアドバイザー/稲栽培技術(1) (評価対象予定者)
- 2) 稲栽培技術(2) (評価対象予定者)
- 3) 普及 (評価対象予定者)
- 4) 灌漑
- 5) 収穫後処理
- 6) 農家経営/流通
- 7) 業務調整/稲作栽培技術補助
- 8) ジェンダー分析

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 通訳の配置を認める予定
- ・ 2012年3月に詳細計画策定調査実施済み
- ・ 2013年3月にRD締結済み

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。